

研修会及び役員・部会員懇親会

(3月24日)

矢本運動公園応急仮設住宅の東集会所において、上田勲市議会議員を招いて役員研修会を行いました。内容は、東松島市内の集団移転促進事業の進捗状況等に関するものでしたが、普段、ほとんど耳にすることのない他地区の情報に役員・部会員の皆さんは静かに聞き入っていました。



上田議員からの報告の様子

続いて、今年度の締めくくりとして、協議会役員・部会員の懇親会(会費制)を行いました。宮城大学の鈴木先生、復興応援隊の土井さん、上田議員さんも参加してくださいました。懇親会は、雫石かほるさんの司会により始まり、菅原忠幸副会長の乾杯(ただし、ノンアルコールビールとお茶など)の後、しばらく軽食を食べながら懇談した後、1分間スピーチ(簡単な自己紹介と言いたいことなどを参加者全員が順番に話す)を行いました。役員会や部会では、席は隣同士でも、なかなか親しく話をできなかった皆さんでしたが、東矢本駅北地区に移る経緯、今後の協議会活動への意気込みなど、それぞれの想いを熱く語っていました。

防災集団移転の方々の区画が決定する夏ごろ

に、協議会全体としてイベント・交流会を開催しようという話も出ました。

閉めのあいさつは雫石浩副会長にお願いし、最後は、今後みんなで一つになって頑張ろうという意味を含め、一本締めで和やかな会を終りました。



1分間スピーチを行いました

災害公営住宅部会の人事

去る3月22日の第6回役員会で災害公営住宅部会が設置され、当面、役員のなかから5名の部会員が選任されました。出席していた部会員のなかで、互選した結果、部会長に相澤善利氏、部会長代行に尾形勝氏が選任されました。



相澤善利部会長(前列左)と尾形勝部会長代行(前列右) 後列は部会員の津田金一氏(まちづくり通信:写真担当)

編集後記

東矢本駅北地区のまちづくりに関する情報をしっかりと協議会会員の皆さまにお届けする役割を担い、協議会設立以来、今年度最後の第6号をお届けすることになりました。

紙幅の関係で、簡単な表現になってしまうこと、原資料は掲載できないことなど、理解しにくい箇所もあるかと思いますが、ご不明な点は事務局にお問い合わせください。(広報部会長 土門一枝)

東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 事務局

〒981-0503 宮城県東松島市矢本字町浦 84 番地 としまち研東松島事務所内
Tel: 0225-98-5291 fax: 0225-98-5293 E-mail: higashimatsushima@tmk-web.com HP: http://www.tmk-web.com
皆様からのご意見、ご感想をおまちしております。(事務局:阿部久美子)

第6号 平成25年3月28日

東矢本駅北地区 まちづくり通信

発行 東矢本駅北地区まちづくり整備協議会 広報部会

目次

- 協議会第6回役員会開催.....1面
- 県内3ヶ所の住宅団地を視察.....2~3面
- 第4回街並み検討委員会及び
研修・イベント部会.....3面
- 研修会及び役員・部会員懇親会.....4面
- 災害公営住宅部会の人事.....4面

協議会第6回役員会開催

(3月22日)

午後7時から協議会第6回役員会が行われ、役員23名、部会員3名が参加しました。役員会では、小野竹一会長の開会あいさつの後、事務局より2月8日の第5回役員会以降の協議会の取り組み、各部長から今年度の活動の概要と今後の課題、また、それらの総括として、以下のような内容が報告されました。

今年度は、平成24年11月21日に東矢本駅北地区まちづくり整備協議会を設立して、平成25年2月中旬までに協議会会員の要望を反映した土地利用計画(案)をつくることを目指して検討を行い、2月15日の第2回総会で決議して、市に提案しました。

コミュニティの存続・再構築につながる一枚宅地の設定、高齢者や子どもなど歩行者の利便性を踏まえた自転車・歩行者道路の設定など、子や孫の代にも誇ることのできる“暮らしやすいまち”の実現のため、各種の会議、ワークショップなどを行って合意形成を図ってきました。

また、区画決定のための手順について検討を行い、基本的なフローを作成しました。

来年度の方向性として、以下の5点があげられました。

- *7月中旬に区画決定することを目指して取り組む。
- *新しいまちの景観や建築ルールづくり等についてのガイドラインをまとめる。
- *集会所・公園の規模・仕様についてワークショップ等を行って具体的な案を整理する。

- *団地の管理・運営などを視野に入れた先進事例を学び、管理・運営に関するガイドラインをまとめる。
- *まちづくり通信を継続発行する。

次に、協議事項に入り、次の2項目について提案され、承認されました。

- (1) 災害公営住宅部会の設置
土地利用計画が承認され、防災集団移転促進事業については次の段階に入りました。しかし、災害公営住宅については、具体的なまちづくりの協議・検討をしていないので、協議会として本格的に取り組むため「災害公営住宅部会」を設置し、入居希望者のニーズを踏まえて、コミュニティづくりを見据えた協議・検討を開始することとしました。
- (2) 新しいまちの名称の募集
一つのコミュニティとして活動できるよう、まず、新しいまち全体の名称を決めて、一体感を醸成することが必要です。広報部会を担当として、名称を募集して、協議会会員による投票などの方法で早期に決定することとしました。



協議事項承認時の様子

県内3ヶ所の住宅団地を視察

(3月16日)

天候に恵まれ、計62名(協議会会員52名、市職員3名、協議会事務局7名)で、大崎市古川の「穂波の郷」、利府町の「菅谷ニュータウン」、七ヶ浜町の「汐見台ニュータウン」の住宅団地視察を行いました。

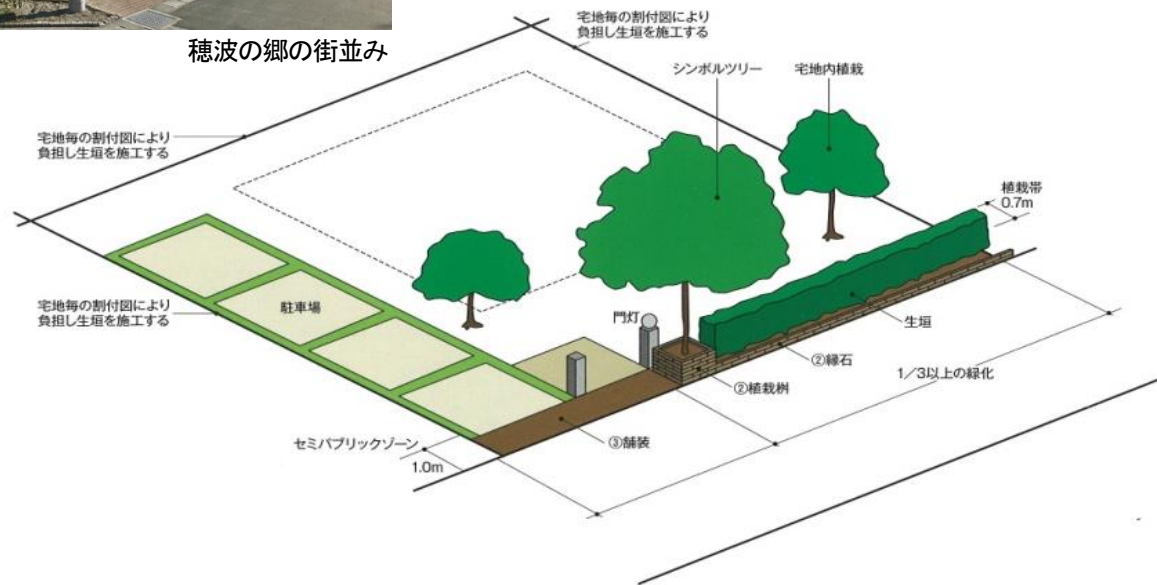
視察先は、造成あるいは建築のルールなどを決めている住宅団地で、視察した順に造成後10年以上、20年以上、30年以上経過しています。街並み検討部会の下見により、比較しやすい3ヶ所の住宅団地が選ばれました。

【穂波の郷(大崎市古川)】

「穂波の郷」は、宅地内に道路境界から1m幅の部分にセミパブリックゾーンとして、そこには駐車場の屋根・柱、門扉・門柱・門塀等をつくらないというルールがあり、空間の広がりを感じられました。さらに建物の外壁又は柱を、道路境界から南側3.5m以上・北側でも2.5m以上離す、隣地境界から南側3.5m以上・北側1.5m以上離すなど、これらも明るいまちづくりに役立っているように思われました。



穂波の郷の街並み



「穂波の郷」セミパブリックゾーンの説明図



道路中央のロータリー

東矢本駅北地区と同様の平坦な地形の住宅街、ゴミ集積所、宅地内にある電柱、区画道路中央の樹木のあるロータリーなど、じっくりと視察してまわりました。

【菅谷ニュータウン(利府町)】



視覚上のハンプ(写真中央のインターロッキング)

近くのグランディ21(サッカー場)の駐車場で降りて、自治会長である小野寺覚さんの出迎えを受け、県民の森など付近の様子や菅谷ニュータウンの概要などの説明を受けました。

その後、画地間に緩やかな傾斜のある街並み、インターロッキングを活用した視覚上のハンプなどを視察してまわり、グラウンド・調整池の隣の公園に集合しました。そこで、再び自治会長さんから公園等の清掃など自治会の管理活動のお話を聞きました。

【汐見台ニュータウン(七ヶ浜町)】

小公園に集合して、グループごとに視察しました。汐見台ニュータウンは30年以上前に、日本ではじめてハンプ(車の速度を制限するための、道路につくったかまぼこ状のコブ)やフォルト(区画道路に張り出した植え込み)のあるボンエルフ道路(オランダではじまった歩行者と自動車と共存できる歩車融合の道路)をつくった住宅団地として有名です。

大きくなりすぎて伐採された街路樹(ケヤキ)の切り株などがあり、緑の多い住宅団地でしたが、将来の維持管理について考えさせられました。



ハンプ(上)とフォルト(右)

集合場所である公民館分館の集会室で、幸坂昭郎自治会長さんから、古い住宅団地の特徴として、相続人等がしっかり管理してくれない空き家が発生し、景観や防犯上問題になってきているなどのお話もありました。

午後4時過ぎに汐見台ニュータウンを後にし、参加者はバスのなかで「まちづくりのルールに関するアンケート」を書きながら、約1時間で東松島市役所に帰り着きました。

第4回街並み検討委員会及び研修・イベント部会(3月21日)

主に住宅団地視察時の「まちづくりのルールに関するアンケート」の結果について協議しました。

アンケートの集計は以下のグラフの通りです。アンケート結果の通り、建物の色の規制については意見は分かれるものの、他の項目については、一定の規制をすることでお互いに気持ちの良い暮らしをしようという意向が多数を占めました。

その他の項目を含めて、いただいた感想や意見をもとに、今後の新しいまちづくりのためのルールの検討に入っていきます。そのための実務的な講習会等を行うことも確認しました。

【アンケート項目】

- Q1. 塀や柵などの基準について
 - A. 設ける(24) B. 簡単に設ける(22)
 - C. 自由(2) D. その他(0)
- Q2. 緑化の基準について
 - A. 設ける(14) B. 軽く設ける(31)
 - C. 自由(3) D. その他(0)
- Q3. 土盛りの基準について
 - A. 仕上がり維持(25)
 - B. 設けて上げ下げ(21)
 - C. 自由(0) D. その他(2)
- Q4. 建物の高さの基準について
 - A. 設ける(37) B. 自由(4) C. その他(0)
- Q5. 敷地境界から建物までの距離の基準について
 - A. 設ける(28) B. 自由(11) C. その他(0)
- Q6. 建物(屋根・壁)の色の規制について
 - A. 規制する(14) B. どちらかを規制(11)
 - C. 規制しない(20) D. その他(1)

